

第 768 回神奈川県海区漁業調整委員会議事録

日 時 令和 6 年 5 月 28 日 (火) 13 時 55 分から 14 時 55 分

場 所 神奈川県庁新庁舎 9 階「議会第 8 会議室」

議題

1 協議事項

- (1) 神奈川・千葉連合海区漁業調整委員会協議会の出席委員及び要望事項について (資料 1)
- (2) 神奈川県遊漁・海面利用協議会委員の推薦について (資料 2)

2 報告事項

- (1) 定置・区画・共同漁業権に関する資源管理状況等について (資料 3 - 1)
- (2) 令和 6 年度全国海区漁業調整委員会連合会の通常総会の結果について (資料 4)

3 その他

- (1) 令和 6 年 8 月の委員会開催日程について
- (2) その他

〔参考資料〕

- ① 千葉海区漁業調整委員会指示 (参考資料 1)

〔配布資料〕

- ① 全漁調連会報 第 151 号
- ② 水産神奈川 第 569 号

出席者

- ・ 委 員 漁業者委員 青木 勇、青木 勝海、石橋 英樹、大竹 清司、小澤 紳一郎、黒川 和彦、小菅 君明、小山 雄輔、福本 憲治、宮川 均、山田 正行
- 学識経験委員 鵜飼 俊行、櫻本 和美、玉置 泰司
- ・ 事務局 山本事務局長、荒井事務局長代理、竹村主事、河野主事
- ・ 県水産課 原担当課長、照井 GL、相澤副技幹、村尾主事、芳山技師、野口技師

議 事

山本事務局長

それでは、これより委員会を開催いたします。

委員の皆様の出席状況につきまして、御報告いたします。

本日は、委員 15 名中 14 名の委員の出席をいただいております、漁業法第 145 条第 1 項の規定を満たしておりますので、委員会が成立することを御報告申し上げます。

それでは議長、よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまから、第 768 回の委員会を開催します。

(櫻本会長)

本日の議題ですが、協議事項が 2 件、報告事項が 2 件と、その他となっております。

議事に入ります前に、本日の議事録署名人を指名させていただきます。

石橋委員、鶴飼委員、よろしいでしょうか。

両委員

了 承

議 長

それでは石橋委員、鶴飼委員、よろしくお願いいたします。

議事に入ります。

まず、協議事項（１）「神奈川・千葉連合海区漁業調整委員会協議会の出席委員及び要望事項について」を議題とします。

資料内容等について、水産課から概要の説明をお願いいたします。

水) 野口技師

【資料 1 に基づき説明】

事) 竹村主事

(挙 手)

議 長

はい、お願いします。

事) 竹村主事

事務局の竹村です。前回の委員会におきまして、東京湾におけるいわし中型まき網の操業区域の経過について委員から御質問がございましたので、この場にて補足をさせていただきます。

東京湾における、いわし中型まき網の操業区域ですけれども、知事許可漁業の制限条件では、例えば城ヶ島灯台と洲埼灯台を結んだ線以北の神奈川県海面と定めておりまして、神奈川県海面は、神奈川県の共同漁業権の区域と漁港区域及び港湾区域となっております。したがって、知事許可漁業の内容では、神奈川県、千葉県両県の漁船は、共同漁業権を含む海面での操業ができることとなっております。

別途、委員会指示で操業禁止区域を定めておりまして、猿島から旗山埼を結ぶ線及び観音埼と海瀬島を結ぶ線の陸側を操業禁止としておりますが、旗山埼から観音埼の間は操業禁止区域とはなっておりません。

	委員会指示は、初回が昭和 29 年 3 月 16 日に発動されたものでして、少なくとも昭和 30 年代には現在と同じ区域であったことが確認できております。 ただし委員会指示発動当初の資料までは現時点で遡って確認することができておりませんので、引き続き調査を行ってまいりたいと思います。 御説明は以上でございます。
議 長	この件につきましては、まず御意見、御質問等を伺った後に出席委員の協議をしたいと思いますので、まず御意見、御質問等ございましたらお願いしたいと思います。
鵜飼委員	3 年ごとの更新ということなのですがけれども、この過去 3 年間の間に、千葉県船が違反をした実績などはあるのですか。
水) 相澤副技幹	お答えします。千葉県船の違反の実績はございません。
小菅委員	よろしいですか。
議 長	はい、お願いします。
小菅委員	少し乱暴ですがけれども、これは、すべて反故にしたらどうなるのですか。神奈川県としては神奈川県海面の許可は出さない、これ自体をもうやめると言った場合。
水) 相澤副技幹	お答えします。こちらは過去の経過から遡りますと、千葉の海に本県の一本釣りですとか、あるいはさば漁業ですとか、そういった船も出漁するということで、それに対するバーターといいますか、お互い様ということで、このような協定を結んでいるところでございます。 実際に現在、千葉県の海域でのさば漁業ですとか、そういった許可に関しても、千葉の許可あるいは認可を受けておりますので、そちらの方の許可内容などに影響があるのではないかとということが想像されます。
小菅委員	それは、漁業権の中に入ってやっているということですよ。公海ではなくて、一本釣りが千葉の漁業権の中に入るということですね。公海であれば別に千葉は関係ないので。 私も海区委員をやらせてもらってこの書類を見てから、長い歴史があるので今断るというのはありえないのですけれども、うちの方も自由漁業とはいえタコつぼをやりに行っていますので、そういう関係でずっと今まで取引していたけれども、やはり、あまりにも神奈川県の方が不利というか、お互いに入っていると言う割には、千葉県の方へ行かれないわけですよ、神奈川県の中型は。許可的には、いわしとはいえ。
水) 相澤副技幹	はい。

小菅委員

その辺が、以前、波止場で会議をしたときに言ったことはあるのですけれども、それを言ったところで、これはもう長い間のものなので始まらないので。ですから、残る方法は、すべて断るということです。

これに関しては、千葉はいつも現行どおりということで、まき網も16ヶ続になっていますけれども、実際の話、それほど入ってこないのもうカットしてもよいのではないかと思うものもありますし、なぜ29年に指示を出したときに、中型ではできない範囲までラインが引かれているかというのはずっと疑問に思っています。

結局、昔の書類ですとか、そういう発言の記録がないということで、もう分からないということなので、それはそれで仕方がないとは思いますが、この協定に関しては少し理不尽なところがあると思います。60年続いているとはいえ、ずっと続いているのかと。

最初に決めたようにお互い入漁で、私も千葉の漁業権の方でタコつぼを結構やっていたり、イシダイを釣りに行ったりと、いろいろな時期もあったので、その辺は本当の意味での相互の入漁なので、ここまで大きく捉えてしまうと、やはり神奈川県も水揚げに影響してくるというのが今の時代に段々となって、獲れる魚種が1種類や2種類になってきているので。前みたいに漁師が皆分散して、いろいろなものを獲っているという感じではないので。今後これをどうしたものかというのは、実際思います。

ですが、今どうしたらいいかと言っても、もうどうにもならないというのは、お互い入漁でやっている人もいるので、それを騒ぎ立ててどうということはないのですけれども、断った場合についてだけ少し聞いておこうと思ひまして、今聞かせてもらいました。

水) 相澤副技幹

先ほどの御説明の繰り返しになって恐縮なのですが、相互入会になるように、毎回、神奈川から千葉の方には事務局レベルで申し入れているところでございます。このような協定を持続できれば、定期的に議論することができまので、引き続き、本県から千葉県には申し入れを続けているということでございます。

議長

今の内容は神奈川県側の要望事項の(1)に関係しているわけですね。ですから、要望はしているということだと思いますけれども、この神奈川県側の要望事項に対する回答は、スケジュールを見ますと、7月16日になって初めて出てくるということなのですか。それとも、事前に何か情報は入ってくるのでしょうか。つまり、7月16日にその回答を見て、そこで我々は議論をするということになるのでしょうか。

水) 相澤副技幹	正式な回答は、7月16日の協議会になります。事務局レベルでは我々も打ち合わせをしまして、感触的にはやはり、このまま継続したいというようなお話を受けていますけれども、向こうも委員会にかけて回答というものは考えてくると思いますので、正式な回答は7月16日になります。
議 長	他に御意見、御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。 それでは、特段ないようですので、小菅委員からの御質問がありましたけれども、大きな変更はないということで、原案どおり要望を行うということでよろしいでしょうか。
委員一同	了 承
議 長	それではそのように決定したいと思います。 続きまして出席委員ですが、会長と2名の委員が出席する必要があるということですが、いかがでしょうか。 前は関係の深い漁協ということで小菅委員と小山委員に御出席いただいたということなので、今回も同様の考えですと、小菅委員と横浜市漁協の委員ということになると思うのですが、まず小菅委員いかがでしょうか。
小菅委員	了 承
議 長	それでは小菅委員、よろしくお願いいたします。 続きまして、横浜市漁協の委員から、黒川委員と小山委員のどちらかに御出席いただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。
小山委員	はい、私が。
議 長	それでは、小山委員にお願いしたいと思います。 私と小菅委員、小山委員が出席ということでよろしいでしょうか。
委員一同	了 承
議 長	それでは、そのように決めます。 続きまして、協議事項(2)「神奈川県遊漁・海面利用協議会委員の推薦について」を議題とします。資料内容等について、事務局から概要の説明をお願いします。
事) 竹村主事	【資料2に基づき説明】
議 長	協議会に委員を推薦するということで、どなたか御希望の方がいらっしゃればと思いますが。 もしおられなければ、鵜飼委員の後任ということですが、これまで学識経験者の中で行政経験者が推薦されてきたようですので、引き続き鵜飼委員にお願いしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。
鵜飼委員	分かりました。

議長

それでは、鵜飼委員、よろしくお願いいたします。

続きまして、報告事項（１）「定置・区画・共同漁業権に関する資源管理状況について」を議題とします。

資料内容等について、水産課から概要の説明をお願いいたします。

水）村尾主事

【資料３－１に基づき説明】

議長

この件につきまして、御意見、御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

特段ないようでしたら、本件は報告事項ですので了承ということでよろしいでしょうか。

委員一同

了承

議長

それではそのように決定します。

続いて報告事項（２）「令和６年度全国海区漁業調整委員会連合会の通常総会の結果について」を議題とします。

資料内容等について、事務局から概要の説明をお願いいたします。

事）竹村主事

【資料４に基づき説明】

議長

今、事務局の方から全漁調連について御説明をいただきましたけれども、若干重複する部分もありますが、私の方からも追加で報告させていただきたいと思います。４月のこの委員会で問題となった以下の３点について全漁調連で質問いたしました。

第１点目は、太平洋くろまぐろの資源評価やＴＡＣの妥当性については、多くの漁業者が強い疑念を抱いているということを述べた上で、資源水準に見合った妥当なＴＡＣを設定していただくよう、水産庁及びＷＣＰＦＣに重ねてお願いしたい旨を述べ、それに対する水産庁の見解について質問しました。

第２点目は、定置網漁業へのくろまぐろのＴＡＣの運用についてですが、受動的な漁法である定置網漁業に対するＴＡＣの運用については、設定されたＴＡＣの例えば１０％や２０％程度の超過を認める等の、かなり柔軟な運用方法を考えるべきではないかと提案し、それに対する水産庁の見解について質問しました。

第３点目は、各都道府県へのＴＡＣの配分方法についてですが、漁獲量だけではなく、逃したくろまぐろの量もデータとして取り入れた、新たな配分方法を検討する必要があるのではないかと提案し、それに対する水産庁の見解について質問

しました。

これらの質問に対し、水産庁管理調整課の水川課長から以下の回答がありました。

「第1番目の、資源評価が現場実感に合わないという御指摘は、くろまぐろに限ったことではなく、国内のTAC種でも指摘されている問題ではあるが、我々としては、資源評価の精度を上げていき、TACをきちっと設定していくよう、今後とも取り組んでいきたい。

第2番目の定置網の問題であるが、漁業種類によってTACの超過を認めるか否かについては、第3番目の質問とも関係し、また全体のTACの運用とも関連した大変大きな課題であるので、この場で具体的な回答ができるほど簡単な話ではないが、話としてはしっかりと受け止めていきたい。

第3番目のTACの配分のあり方については、関係者の間で検討委員会のようなものを作って、というのは非常に重要な御指摘であると思う。我々としては今後ともTACの増枠を要求していくが、それが実現した場合に、どのような体制を作ってそのTACの配分をしていくかは非常に重要な課題であり、しっかり考えていきたい。」との回答でした。

また、管理調整課沿岸・遊漁室の城崎室長からは、「今回の要望事項の各課題に対しては、夏前までに水産庁で各課題の担当者と個別の意見交換会があるように聞いている。今日いただいた課題については各担当者に伝えるが、その会合で、より要望事項を明確にした意見交換ができるのではないかと考えている。」という回答がありました。

管理調整課の水川課長の回答は、御本人も「抽象的な回答で申し訳ありませんが」と言われていたように、あまり具体的な回答ではなく、基本的な姿勢を述べたに過ぎない内容でしたが、総会での質問に対する回答としては、この程度でも仕方がないとは思いますが。

ただ、管理調整課沿岸・遊漁室の城崎室長からは、夏前までに水産庁で各課題の担当者との個別の意見交換があるように聞いている、というような発言がありましたので、そこで、くろまぐろの規制についても意見を述べる機会があるのではないかと思います。

このような意見を述べる機会を設ける予定があるということは、半歩前進だとは思いますが、夏前にそのような意見交換会が開催されるとすると、そこで神奈川県としてどのような主張をするのか、具体的な内容を詰めておく必要があるように思いました。

例えば、くろまぐろの配分で、「逃したくろまぐろの量もデータとして取

	り入れた新たな配分方法を検討せよ」と言った場合、逃したくろまぐろの量をどのようにデータ化するかは結構難しい問題だと思いますが、水揚げする前のくろまぐろについては、逃がす直前のくろまぐろをビデオで撮影するですとか、漁業者側が対応できる具体的な方法を考えておく必要があるように思いました。それ以外のこちら側の要求、例えばTACを無駄なく消化する方法としてどのような方法が考えられるのかについても、皆さんで早急に協議していく必要があるのではないかと思います、これについても御検討いただければと思います。 以上、追加の報告をさせていただきました。
水) 芳山技師	(挙 手)
議 長	はい、お願いします。
水) 芳山技師	この太平洋くろまぐろの資源評価やTACの妥当性についてですけれども、5月16日に、原水産振興担当課長と私、芳山の2名で、水産庁の担当官の方を訪問いたしまして、意見交換を行いましたので、その内容を御報告いたしたいと思います。 水産庁の担当によりますと、今の資源水準は当初の目標値をもう超えているというような感覚を持っていて、実際に今年は4年に一度のWC P F Cのくろまぐろの資源評価が行われる年に当たりまして、おそらくこの資源評価でくろまぐろ資源も増加している、回復しているということが示されるだろうというような見解を持っているということでした。この結果を受けてということになると思うのですけれども、水産庁としても、今年の7月にこのWC P F Cの小委員会、合同作業部会が開催されるので、ここで増枠を提案する方向ということでした。もしこれが合意されれば、今年の12月の年次会合で、最終的に増枠が決まるか採否が決定されるという流れになっているということです。今年の年次会合で国全体への増枠が決定された場合は、令和7年管理年度から漁獲枠が変更になる可能性があるということでした。 この漁獲枠ですけれども、やはり他の県からも、当初枠から反映させるべきだという意見もあるようでして、実際にもし枠が増えたら、それをどのタイミングでどのように増やすかというのは現在検討中という意見でした。 以上報告させていただきます。
議長	ありがとうございました。
	ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等ございますでしょうか。
福本委員	1つ確認なのですが、今の話は十分わかりました。 採捕停止命令が出てからは獲ってはいけないというのは分かるのですけれ

水) 照井G L

ども、採捕停止が出る前の、例えば2トン枠がまだありますというときに、3トン獲ってもよいと聞いたのですけれども。

獲っては駄目とは書いていないですし、説明も受けていない。獲ってよいことになっていると聞いているのですけれども、その辺はどうなのですか。

はい、水産課照井からお答えします。

正式な採捕停止命令というのは、公報に登載をして有効になります。なので、実際にはそれまでに少しタイムラグがあるというところで、水産課の方で、漁獲量がオーバーしそうな段階で、獲らないようにしてくださいとFAXでお知らせをしています。そういう中で、多くの漁業者の方は協力していただいて、獲らないという状況ですけれども、ストレートに言ってしまうと、正式な採捕停止命令ではないので、オーバーしてしまっても仕方がないということにはなります。

ただし、そこでオーバーしているということは、次に漁獲割当が来たときですとか、そういったところから差し引かれてしまいますので、得にはならないということで御協力をお願いしたいという状況ではあります。

福本委員

今の話ですと、この前の話を繰り返すようだけれども、あの場合、そのことは周知されていなかったの、佐島の港にいろいろなマグロ関係の人が集まって、あのときは2トンだったので、6トン獲ったので4トン逃がしてくれ、捨ててくれと言われたのですけれども、これが周知してあればと。

その話はよいのですけれども、ですからその話の中の、「獲っていけないわけではないですよ」ということを、もっと周知して欲しいのです。これを周知していないから、色々な疑問が出て、皆が分からなかったわけではないのですか。

ですが、今の話ですと、「獲っては駄目ということではない」わけではないのですか。停止命令が出てから獲るのはもう絶対駄目なのです。それは分かるのですが、枠があるうち、あと2トンありますというときに、3トンが網に入って、3トンを揚げることは可能なのですよね、この話は。

水) 照井G L

検討させてください。

福本委員

そうではなくて、書いてあるのですよ、これ。水産庁のマグロに関するところを全部読めば。

正確に言いますと、採捕停止が出てからは犯罪ぐらいのことは書いてあるのですよ。ですが、その前のことは、獲っては駄目ですよと書いていないのです。そこを聞いているのですけれども。

それで、獲ってよいわけですね。よいのであれば、これを皆にしっかり

	と周知してほしい。
水) 照井G L 福本委員	獲ってよいですよとは、なかなか言いづらいところです。 そのように書いてあるのですよ、私の解釈の中では。ですから確認しているのですけれども、先ほど言いましたよね、駄目とは書いていないと。これ、書いていないですよ。
水) 照井G L 福本委員	確認させていただきます。 確認ではなく、もし書いてないのであれば、本当にこれを周知してもらわないと、定置網の場合は、例えば1トン枠があって10トン入った場合に、9トン捨てるか捨てないかの話なのです。そのぐらい重要な話なのですけれども、それをきちんと周知していない方が問題ではないかという話で、もしそうであれば、今更という話だと思うのです。 ずっと聞いていた話が、枠が2トンであればもう2トンしか獲ってはいけないという話で来ていたと思うのです、説明の中では。それが、正確には違っているのではないかと、という話なのです。 さらに書いてあるのは、翌年の枠から減らされる、その分が取られる可能性もあるとは書いてあるのですよ。ですが、それが書いてあるということは、「獲っては駄目ということではない」わけではないですか。そういう話であれば、周知してほしいということです。
水) 照井G L 議 長	御要望は分かりました。 確認いただくということで、よろしくお願いします。 他に御意見等ございますでしょうか。 先ほど水産課のお話で、4年に一度の資源評価の年だということですがけれども、これは、2年に一回資源評価をやっているのではありませんでしたか。
水) 芳山技師 議 長	最後が2020年と聞いていたのですが、確認させてください。 4年に一回ですと、一気に増えているというのはそうだと思うのですけれども、例えば2年に一回だとすれば、増えているにしても、その増え方が多分違いますよね。 ですから、そのTACを増枠にするにしても、4年に一度か2年に一度かで大分違うような気もしたので、2年に一度でしたら、もう2年前に資源評価をしていて、そんなに増やしてもらってないのですから、TACの増枠をそれほど期待してよいのかというふうに思ったのですけれども、4年に一度でしたら、ガッと増えるかもしれないですね。 確かにTACが増枠されるのが一番よいと思うので、そうなるように期待

委員一同
議長

したいと思います。

他に御意見等ございませんでしょうか。

それでは、本件は報告事項ですので了承ということにしたいと思います。

了 承

本日の委員会はこれで閉会としますが、何か委員の皆様から御意見等ございましたらお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、本日の委員会はこれで閉会とします。

なお、次回は6月26日水曜日14時からの開催となっております。よろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。

以上